

第25期宝塚市農業委員会

令和7年第4回議事録

(2025年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和7年4月21日

(2025年)

宝塚市農業委員会

第25期 宝塚市農業委員会 令和7年第4回議事録

1. 日 時 令和7年(2025年)4月21日(月)14時00分～15時30分

2. 場 所 政策会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1番船岡知恵美、2番福本充宏、3番阪上文代、4番小中和正、5番逢坂洋子、6番林五郎、7番阪上照一、8番古野弘之、9番平塚茂樹、10番金岡昭弘、11番西田勝、12番今里宏、13番田中宏明

5. 欠席委員

なし

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

1番上田健、2番小畑健二、3番阪上秀一、4番二井久和、5番和田秀彰

8. 欠席農地利用最適化推進委員

なし

9. 事務局

事務局長 佐藤隆政 係長 木元富夫 事務職員 岡村美佑

10. 議 題

1 議案第67号 非農地証明願の件

2 議案第68号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件

3 議案第69号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件

4 議案第70号 特定農地貸付(市民農園開設)承認申請の件

5 議案第71号 令和7年度最適化活動の目標決定の件

1 報告第70号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件

5 報告第71号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件

6 報告第72号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の件

第25期宝塚市農業委員会令和7年第4回総会

日時：令和7年4月21日

開会 14時00分

○林会長 それでは第25期宝塚市農業委員会令和7年第4回総会を始めたいと思います。本日の欠席者はなしで、第4回総会は成立しております。本日の議事録署名人は8番古野委員と9番平塚委員のお二人にお願いします。事務局長から諸般の御報告をお願いしたいと思います。

(諸般の報告)

○林会長 ありがとうございます。報告は終わりました。何か御意見、御質問はございますか。特にないようですので、それでは、議案審議に移りたいと思います。議案第67号 非農地証明願の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 それでは、議案書の1ページになります。いつもどおり、着座させていただいたまま説明させていただきます。議案第67号 非農地証明願の件、別紙のとおり非農地証明願がありましたので御審議願います。令和7年4月21日、宝塚市農業委員会会長林 五郎。今月は1件となります。まず、願出人ですけれども、(住所)、(氏名)さんほか1名。土地の表示ですけれども、安倉西(地番)、地目が田、地積579㎡、所有者は(氏名)さんほか1名となっております。土地のほうですけれども、昭和47頃よりもう宅地として利用されてきたということで、今回地目変更のための申出となっております。添付書類としまして、土地の全部事項証明、国土地理院の地図、1979年当時のものを添付いただいております。願出人ですけれども、(住所)、(氏名)さん持分2分の1と共有が(住所)、(氏名)さん、位置図は隣の3ページを御覧ください。以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。地区委員の御意見をいただきたいと思います。田中委員。

○田中委員 特に問題はないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で本件に対しまして、何か御意見、御質問はございますか。特にないようですので、採決いたします。非農地証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので、証明することといたします。次に、議案第68号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 では、議案書の4ページを御覧ください。議案第68号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件、別紙のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、御審議願います。本日2件ございます。5ページを御覧ください。1件目の申請人の譲受人が(住所)、(氏名)さんです。譲渡人が(住所)、(氏名)さんです。申請地が大原

野字 (地番)、(地番)、(地番) の合計3筆です。地積が3筆合計で285㎡です。譲受人の現在の耕作面積は0㎡で、御家族人数はお一人です。また、権利の種類は所有権の移転になります。調査書の説明をさせていただきます。6ページを御覧ください。調査書の譲受人が (氏名) さん、譲渡人が (氏名) さん、作成者が岡村です。第2項第1号の全部効率利用につきましては、譲受人の方は新規就農者ではありますが、隣接の宅地を同時に購入していることから、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2項第2号の農地所有適格法人以外の法人につきましては、譲受人は個人であるため適用はございません。第2項第3号の信託につきましては、信託ではないので適用はございません。第2項第4号、農作業常時従事につきましては、譲受人の方は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。農作業の従事者は、譲受人お一人で、年間従事日数は150日です。第2項第5号、転貸につきましては、許可申請に係る農地は、譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。第2項第6号、地域調和につきましては、譲受人の方は、申請地と共に近隣に自宅を購入され、申請地ではハウレンソウ、春菊、大根等の野菜を自家消費として生産予定です。譲受人は、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、4月7日に事務局2名、農業委員会会長、農業委員3名、推進委員1名が申請者の立会いの下、申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認いたしました。位置図につきましては8ページを御覧ください。

では、2件目に参ります。また5ページを御覧ください。2件目、譲受人が (住所)、(氏名) さん。譲渡人が (住所)、(氏名) さんです。申請地は長谷字 (地番)、(地番) の2筆で、地目は田、地積は2筆合計で663㎡です。譲受人の耕作面積は現在0㎡で、家族人数が3名です。今回の権利の種類は所有権の移転です。では、調査書を読み上げますので、7ページを御覧ください。譲受人が (氏名) さん、譲渡人が (氏名) さん、作成者、岡村です。第2項第1号、全部効率利用につきましては、譲受人の方は新規就農者ですが、こちらも同じく隣接の宅地を購入していることから、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。また、第2項第2号、農地所有適格法人以外の法人につきましては、譲受人は個人のため適用はございません。第2項第3号の信託につきましては、信託ではないので適用はございません。第2項第4号の農作業常時従事につきましては、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。従事者は、譲受人含めて世帯員の3名で、それぞれ年間日数が160日、30日、30日です。第2項第5号、転貸の禁止につきましては、許可申請に係る農地は所有農地であり、転貸には当たりません。第2項第6号の地域調和につきましては、譲受人の方は、申請地と共に近隣に自宅を購入され、申請地では栗やオリーブを販売及び自家消費として生産予定です。譲受人は、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、4月7日に事務局2名、農業委員会会長、農業委員3名、推進委員1名が地区の農会長の立会いの下、申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認いたしました。位置図につきましては9ページを御覧ください。以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。地区委員の御意見をいただきたいと

思います。1件目の大原野関係、船岡委員。

○船岡委員 特に問題はないと思います。

○林会長 ありがとうございます。2件目、長谷の関係、西田委員。

○西田委員 こことはっきり言って、今、現地調査行ったところはもう山です。田んぼじゃなくて、長い目で見てできるということで、一応問題はないと思います。

○林会長 ありがとうございます。農業委員、推進委員で本件に対しまして、何か御意見、御質問ございますか。

○小中委員 参考で教えてほしいのは、調査書に「隣地に宅地を購入」されていると書いてあるんですが、そして、また、「近隣に自宅を購入し」と書いてあんなにけども、その人の住所は大阪とか今なってるんやけど、その関係はどうなっているのでしょうか。今、住民票を置いているのは大阪にあって、ほんで、宅地を購入している、宅地だけ買って、家はこれから実際に建てるという意味合いですか。

○事務局 いえ、既にもう宅地が建っていて、今回、農地と一緒に宅地を売買ということです。

○小畑推進委員 ちょっといいですか。これ（氏名）の家なん。

○小中委員 （氏名）。

○小畑推進委員 はい、の売りはったところね。家の周りに一応畑があるんですけども、これ今、山や言うてはったけど、草っぱちいう程度の山みたいな感じで、たしか鶏も飼うてはったみたいで、鶏小屋みたいななんも結構あるところで。

○小中委員 過去何も問題があるとかじゃなしに、確認だけ、例えば（住所）になってるね。

○事務局 はい、農地と一緒に売買されるので、まだ実際、宅地も買えてないです。

○小中委員 買えてない。

○事務局 はい。農地と宅地と一緒に売買されるので、農地のこの3条の許可が出た段階で進んでいくようです。

○小中委員 この6ページの説明書で、1の上に「隣接の宅地を購入している」とこう書いてあるわね。そしたら、これはもう売買契約終わったという説明。

○事務局 売買契約自体は終わっていると思います。

○小中委員 （個人情報）

○事務局 ありがとうございます。

○林会長 そしたら、農業委員、推進委員で何かこの関係につきまして、御意見、御質問ございますか。特にないようですので、採決させていただきます。農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について、許可することに賛成の農業委員は挙手願います。

（挙手）

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので、許可することといたします。次に、議案第69号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 それでは、議案書10ページです。議案第69号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件、別紙のとおり生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者の証明願がありましたので、御審議願います。今回4件ございます。

1件目、(住所)、(氏名)さんが申請されております。申請地ですが、安倉中(地番)ほか6筆です。地目は全て田で、7筆の合計が1,665㎡。耕作者、証明する従事者は申請者と同じです。申請理由が(個人情報)。申請地ですけれども、安倉中(地番)・田・150㎡、(地番)・同じく田で345㎡、(地番)・地目田で83㎡、(地番)・田で473㎡、(地番)・地目田で36㎡、(地番)・地目田で195㎡、(地番)・田・383㎡となっております。位置図につきましては13ページを御覧ください。

続きまして2件目です。申請者は(住所)、(氏名)さん。申請地につきましては、安倉南(地番)、地目が田、地積が455㎡。耕作者、従事者、申請者と同じです。申請理由が(個人情報)。位置図につきましては14ページを御覧ください。

続きまして3件目です。申請者、(住所)、(氏名)さん。所在地が安倉北(地番)ほか2筆となっております。地目が畑、地積が3筆の合計で2,393㎡。耕作者、従事者も(氏名)さん。申請理由が(個人情報)。申請地、3筆ございまして、安倉北(地番)・地目畑・624㎡と安倉北(地番)・地目田で728㎡、3つ目が安倉中(地番)・地目田で1,041㎡となっております。位置図ですけれども、少し地図3枚にわたっておりますが、15・16・17ページを御参照ください。

最後4番目ですけれども、申請者は(住所)、(氏名)さん。申請地は安倉中(地番)ほか3筆となっております。4筆の合計が地積1,017㎡。耕作者、従事者は先ほどと同じ(氏名)さんとなっております。申請理由は(個人情報)。申請地が4筆、安倉中(地番)・田で700㎡、(地番)・地目が畑で49㎡、安倉中(地番)・地目田で211㎡、(地番)・地目田で57㎡となっております。こちらの位置図につきましては18ページを御覧ください。以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。全て4件、田中委員。

○田中委員 大体知っている方なんですけれども、特に問題はないと思います。

○林会長 ありがとうございます。農業委員、推進委員で何かこれに対して御意見、御質問ございますか。特にないようですので、採決いたします。生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので、証明することといたします。次に、議案第70号 特定農地貸付承認申請の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 では、議案書の19ページを御覧ください。議案第70号 特定農地貸付(市民農園開設)承認申請の件、別紙のとおり特定農地貸付に関する農地法の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、承認申請がありましたので御審議願います。では、20ページのほうを御覧ください。全部で1件ございます。申請者の開設者の方が、(住所)、(氏名)さんです。農地の貸付者も同じ(氏名)さんです。今回の申請地が安倉北(地番)、地目は田、地積は365㎡です。農園の区画は11区画で20㎡から23.32㎡辺りになる予定です。市民農園の貸付条件といたしまして、貸付期間は1年間で最大5年間まで更新が可能です。募集内容は特に規定はなく、賃料は年間11区画全て2万4,000円で一律です。借受者の行為

制限につきましては、建物及び工作物の設置、営利を目的とする作物の栽培、貸付農地の転貸、契約者及び契約者の家族以外の利用、契約区画以外の区画の使用・占有、草花もしくは野菜の栽培以外の利用、契約区画を1年以上利用せず放置すること、近隣またはほかの入園者に迷惑を及ぼす行為、廃棄物または資材等の栽培に必要がないものの搬入及び耕土の搬出、除草剤の使用、野焼き等を制限いたします。権利の種類としては、特にございません。その他といたしまして、島川農園という市民農園の名前を現在考えておられ、市と結んだ貸付規定の添付がございました。位置図につきましては21ページを、農園の区画図につきましては22ページを御覧ください。以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。田中委員です。

○田中委員 ちょっと関係ないんですけど、除草剤って使ったら駄目なんです、市民農園って。

○事務局 必ず使ってはいけないわけではないですけども、どこの市民農園も基本的に除草剤は禁止をされていて、基本的に宝塚市の市営の市民農園も手でおしってくださいと言っています。

○田中委員 なるほど。いえ、特に。この方はこの辺の区画整理の長をやっていた方ですし、問題はないと思います。

○林会長 ありがとうございます。農業委員、推進委員で何か、本件に対しまして何か御意見、御質問ございますか。特にないようですので、採決したいと思います。特定農地貸付承認申請の件について、承認することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので、承認することといたします。次に、議案第71号 令和7年度最適化活動の目標決定の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 それでは、議案書23ページとなります。議案第71号 令和7年度最適化活動の目標決定の件、別紙のとおり令和7年度最適化活動の目標の決定について御審議願います。まず、23ページの中段以降、「提案理由」と書いた部分を御覧いただきたいんですけども、農業委員会は、毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表し、都道府県知事に報告することとなっております。ここでいいます「最適化活動の目標」について、御審議願いたいというのが議案第71号となります。内容につきましては、本日別紙にてお配りさせていただいております分の前半部分、議案第71号に関する部分となります。昨年度もこの時期に設定させていただきました目標についてなんですけども、年度更新した内容となっております。3ページほどにわたっておりまして、それぞれ細かい項目、数値等となっておりますので、また時間あるときにじっくり御確認いただけたらいいかと思っております。以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わったわけですが、中の詳細については、ゆっくり見てほしいというようなことでございます。この内容について、農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問、中見てないのに質問どうのこうのという問題もあらうと思いますが、意見等あれば、事務局にまた御連絡いただくということで、挙手を願いたいと思います。

○事務局 すみません、補足としては、本来は最適化活動の指針ということで、長期の計画を

以前に御認定いただいていたしまして、その経年の今回7年度の中間の目標ということなので、内容的には最終の目標に向かっての段階という位置づけになっておりまして、5年で割ったそれぞれの目標値を設定させていただいているだけなので大きな問題はないかと思います。よろしくお願いします。

○林会長 なかなか中身も分からない中での挙手ということで、申し訳ないですが、何かあればまた事務局のほうに御連絡をいただくということをお願いしたいと思います。それでは次に、続いて、報告事項の関係です。報告第70号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 では、議案書の24ページを御覧ください。報告第70号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件、別紙のとおり農地法第4条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告いたします。令和7年(2025年)4月21日、宝塚市農業委員会会長林 五郎。では、25ページを御覧ください。全部で1件ございます。届出者の方が(住所)、(氏名)さん。届出地が山本西(地番)、地目は田、地積が62㎡です。転用目的は駐車場です。施設の概要につきましては、アスファルト舗装で露天駐車場を車が3台止まります。地積については62㎡です。その他といたしまして、水利組合の同意書の添付、隣接農地はないため同意書の添付はございません。土地の全部事項証明書の添付と、既にもう駐車場に形状が変わっておりますので、始末書の添付がございました。位置図につきましては26ページを、施設の概要につきましては27ページを御覧ください。以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。金岡委員。

○金岡委員 これ、保育園の土地なんですね。(個人情報)、一部が農地のまま残っていたということです。それで、問題はないと思います。

○林会長 ありがとうございます。農業委員、推進委員で何か御意見、御質問ございますか。特にないようですので、次に移りたいと思います。報告第71号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案書28ページのほうになります。報告第71号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件、別紙のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので報告します。全部で5件ございます。

1件目です。申請人が、(住所)、(氏名)さん。証明する経営期間が令和4年3月5日から令和7年3月6日まで。耕作面積、998㎡。自作地としまして、安倉南(地番)ほか2筆となっております。3筆合わせた合計が998㎡、証明年月日、令和7年3月6日です。願出地なんですが、安倉南(地番)・550㎡、(地番)・252㎡、(地番)・196㎡、3筆とも地目は田、現状も田となっております。位置図は31ページを御覧ください。

2件目です。申請人、(住所)、(氏名)さん。証明する期間ですが、令和4年1月18日から令和7年3月7日、耕作面積が3,057㎡、納税猶予の農地ですが、山本西(地番)ほか7筆。8筆合計の面積、自作地で3,021㎡、証明年月日が令和7年3月7日となっております。願出地、全部で8筆ございますが、山本西(地番)・155㎡、(地番)・971㎡、(地番)・

155㎡、地目、全て田で現状植木。続きまして、山本西（地番）・地目田で529㎡、植木と畑地として使っておられます。山本中（地番）・田・406㎡、（地番）・田・555㎡のうち519㎡、（地番）・田・267㎡。最後が山本字（地番）・畑で19㎡、植木で使っておられます。位置図につきましては、32ページ・33ページ御覧ください。

3番目、申請人が、（住所）、（氏名）さん。農業経営期間が令和5年6月7日から令和7年3月21日まで。耕作面積、1,200㎡。納税猶予の農地ですが、口谷東（地番）、面積が1,164.30㎡となっております。証明年月日、令和7年3月21日です。願出地につきましては肥培管理、1,200㎡のうち1,164.30㎡が肥培管理をされております。位置図は34ページとなっております。

4番目ですけれども、申請人、（住所）、（氏名）さん。証明の期間が令和4年4月12日から令和7年3月28日。耕作面積が3筆合わせまして、1,139㎡となっております。対象の農地ですが、福井町（地番）ほか2筆となっております、面積は1,139㎡、証明年月日、令和7年3月28日となっております。願出地3筆ですが、1つ目が（地番）・644㎡、2つ目が（地番）・330㎡、3番目が（地番）・田で165㎡で、全て地目は田で現状としては畑地となっております。位置図35ページです。

最後5番目ですが、申請人、（住所）、（氏名）さん。経営期間につきましては令和4年4月12日から令和7年3月28日。耕作面積が165㎡。猶予を受けておられる農地が、福井町（地番）、こちら1筆で165㎡となっております。証明年月日、令和7年3月28日、現状としては畑地となっております。位置図35ページです。以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。農業委員、推進委員で何か御意見、御質問ございますか。

○平塚委員 私の担当地区が5番目の土地なんですけれども、なかなかこれ入る道がないので、ちょっと遠くからしか見えてなかったんですけど、確認できんかったんですけど、結構、木がいっぱい植わっているんですね。放置されている状況じゃないようには見えただけなんですけれども、かなり太いような木があったんで、その辺は承認して大丈夫なもんなんだろうかな。

○林会長 そこ、肥培管理はされてるんやろ。

○平塚委員 放ったらかしかどうか、入れなかったんで、ちょっと分からなかったんですけど、ちょっと遠目に見て、ちょっと木が植わってて。

○林会長 木が生えてるということやね。

○平塚委員 はい。

○林会長 事務局としては、肥培管理的なものがされていれば、管理されとると見ますわな。

○事務局 そうですね。あまり結構手入れがしばらく入っていないようであれば、一緒にお手紙を送るときもあるんですけど、今回は一応、まだ管理はされているということで。

○平塚委員 それ、確認は現地で行かれたんですか。

○事務局 はい、現地は全て行っております。

○平塚委員 分かりました。現地行かれてされとんなら問題ないとは思いますが。

○林会長 ほかに何かございますか。なければ次に、報告第72号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の件を報告いたします。事務

局から説明願います。

○事務局 こちらも議案書の36ページになるんですが、報告第72号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の件です。別紙のとおり令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について報告いたします。こちらが先ほど議案のほうで挙げさせていただいた令和7年度最適化活動の目標決定の件のセットで、こちらが6年度の実績報告という流れになります。こちらも先ほどと同じく、6月末までに県へ報告することとなっております。書かれている内容は、先ほどと項目としては同じで、一応こちらの令和6年度の結果を経て、令和7年度の目標を決めさせていただいているという内容になりますので、幾つか重複している部分もあるかと思います。また、こちらについても先ほどの7年度と照らし合わせて見ていただいて、今これだけあって、来年これだけ増量することを目標としているんだということを、思っただけたらと思います。こちらに関しては、また御確認いただいて、何か御質問等あれば、随時事務局のほうに御連絡いただければ幸いです。よろしくお願いします。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。農業委員、推進委員で何か後で質問があればということですが、今思いつくようなことがあれば、何か。特にならなければ、以上で本日の議案5件、報告3件について審議等は終了させていただきます。これもちまして、令和7年第4回総会を閉会いたします。

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

6番(会長) 林 五郎

8番 古野 弘之

9番 平塚 茂樹